

# あいち 子ども・若者育成計画2010

～子ども・若者の自立をはぐくみ、  
共に育ち合う社会をめざして～

2010—2019

概要版



## 1 計画策定の趣旨

今日、多くの子ども・若者が、スポーツ、芸術、ボランティアなど、様々な分野において活躍していますが、一部の子ども・若者には、学習意欲の低下、規範意識の希薄化、深夜はいかいや初発型非行といわれる万引きの増加、そして、ニート、ひきこもりに象徴される社会的自立の遅れなど、憂慮すべき状況が見られるところです。

こうした子ども・若者をめぐる課題に対応するため、平成22年4月に「子ども・若者育成支援推進法」(\*)が施行され、また、インターネット上に氾濫する過激な性描写や暴力表現等の有害情報から青少年(18歳未満の者)を守るため、平成21年4月に「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」が施行されております。

このように、子ども・若者に関わる行政は、大きな転換期を迎えています。

本県では、平成13年3月に「あいちの青少年育成計画21」を策定し、青少年施策の総合的・計画的な推進を図ってきましたが、これらの現状を踏まえ、愛知県青少年問題協議会の提言(平成21年11月)に基づき、新たに子ども・若者育成計画を策定しました。

※子ども・若者育成支援推進法…子ども・若者育成支援施策の総合的推進のための枠組み整備や、ニート、ひきこもり、不登校等、困難を抱える子ども・若者の支援を行うためのネットワークの整備などを目的とした法律

## 2 計画期間

平成22(2010)年度から平成31(2019)年度までの10年間とします(必要に応じて計画の見直しを行う)。

## 3 計画の性格・位置づけ

- ◆子ども・若者の健やかな成長と自立を支援していくための行動指針となります。
- ◆子ども・若者の健やかな成長と自立に向けた施策を総合的かつ計画的に推進するための県の個別計画として位置づけます。
- ◆県の他の計画と相まって、子ども・若者の健やかな成長と自立に向けた支援を実施します。

## 4 子ども・若者の範囲と計画の対象者

子ども・若者の範囲は、0歳からおおむね30歳未満としますが、社会的自立に困難を抱える30歳の者も多数存在することから、これらの者も計画の対象とします。

なお、健やかな成長の基礎を形成する学童期、心身ともに大きく成長する一方、様々な悩みを抱える思春期、親の保護を抜け出し社会的な自立を図る青年期以降の子ども・若者に対する施策に重点を置きます。

また、計画では、「子ども・若者育成支援推進法」にならい、従来の「青少年」に代えて「子ども・若者」という用語を使用しますが、この計画の対象となる者の呼称・年齢区分は法令等により様々であることから、施策によっては、「児童生徒」、「少年」、「青少年」等の用語を併用します。

このように、施策により、対象となる子ども・若者の範囲は異なる場合があります。

## 5 計画の基本理念

「あいちの青少年育成計画21」で掲げる基本理念を継承し、「子ども・若者の自立をはぐくみ、共に育ち合う社会をめざして」を、計画の基本理念とします。

## 6 計画の基本的な柱

### 基本的な柱 1 子ども・若者の健やかな成長と自立に向けた支援

子ども・若者が他の人々と協働しながら、夢や目標に向かって自己実現を図るためには、健康な生活を営む上で基礎となる体力と他人を思いやる豊かな心に加えて、「確かな学力」(※)が必要です。

また、人間関係が希薄化している中で、他者との関係の在り方を学び、自分の意見や考えを適切に伝えるためのコミュニケーション能力を高めていくためには、他者との交流や様々な体験を積み重ねていくことが重要になります。

そして、子ども・若者は、誰もが本来、成長と自立に向けた確かな力を備えた存在であるとの認識を持ち、一人ひとりの子ども・若者が持っている能力や意欲を引き出し、支援していくという基本的な姿勢に立つことが大切です。

※確かな学力…知識や技能だけでなく、学ぶ意欲や課題を見つけ、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力などを含めたもの

### 基本的な柱 2 困難を抱える子ども・若者の支援

困難を抱える子ども・若者を支援するためには、支援を必要とするようになった経緯や原因、目指すゴールや家庭環境などの違いをよく理解した上で、個別的に支援することが求められます。

また、子ども・若者の抱える問題は、教育、医療、保健、福祉、就労などに関係する問題が複雑にからみあっていることが多いため、関係機関・団体等が継続的、包括的に支援することが必要です。

### 基本的な柱 3 子ども・若者と共に育ち合う地域社会づくり

家庭、学校、企業及び地域がそれぞれの役割を果たす中で、誰もが参加できる開かれたネットワークを構築することにより、子ども・若者育成の基盤となる地域社会の再生を図り、子ども・若者の自立支援や問題行動の予防、早期発見につなげることが必要です。

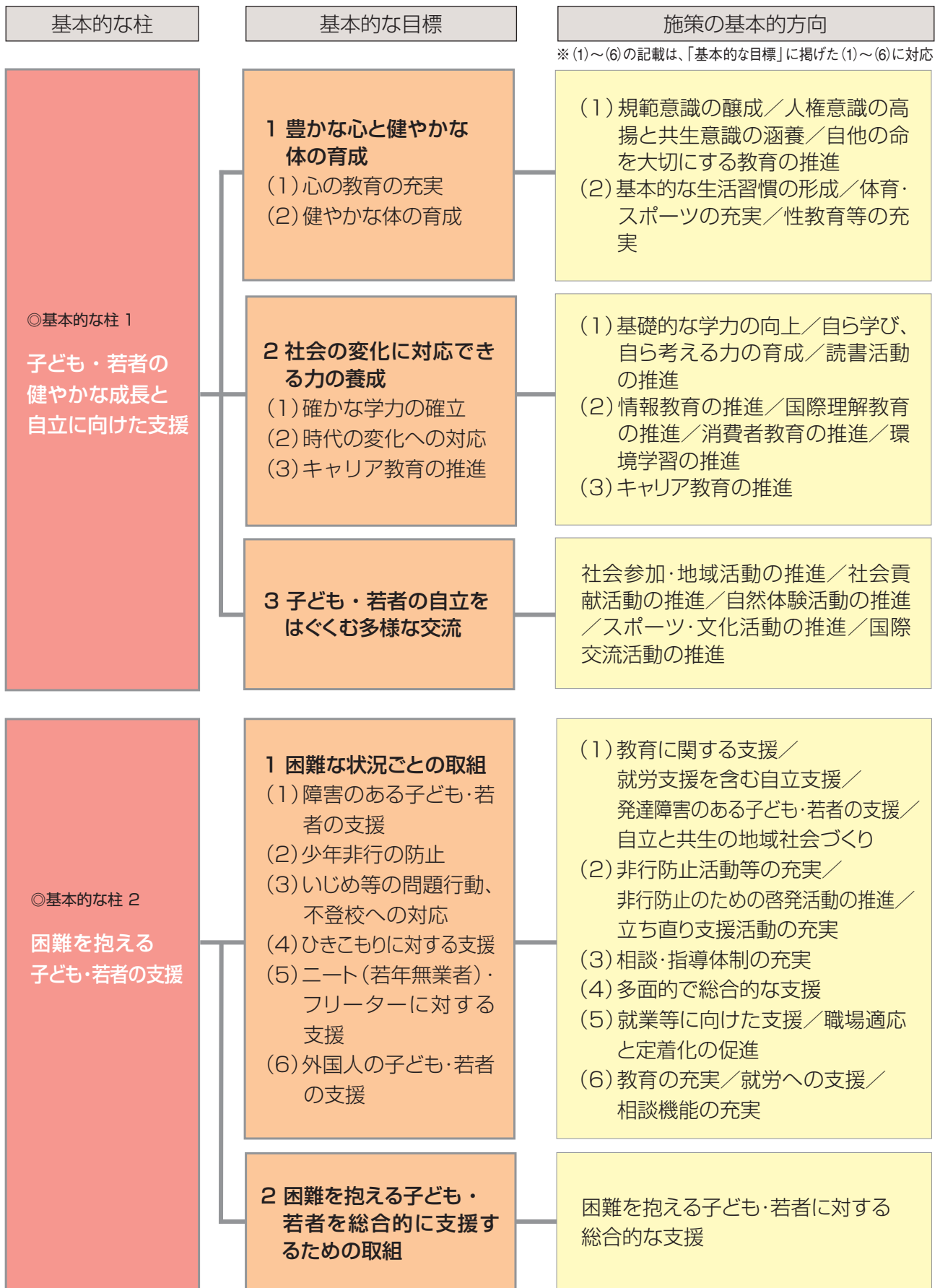
このため、家庭、学校、企業及び地域の相互の関係の再構築、関係機関等の連携による有害環境対策の推進、新たな有害環境に対する迅速な対応を図るとともに、子ども・若者の育成のための県民運動の推進を始めとした気運の醸成に積極的に取り組むことが重要です。

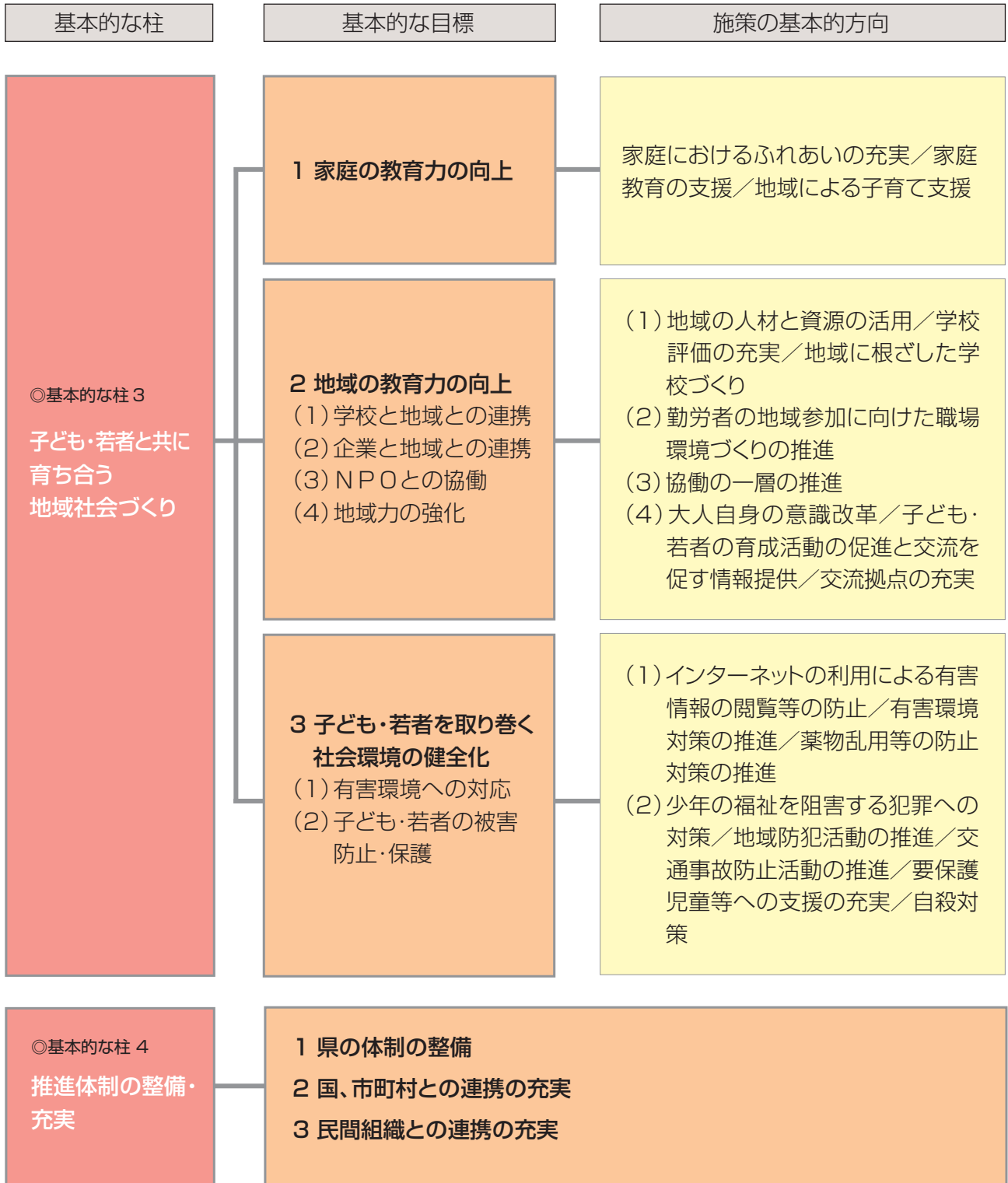
### 基本的な柱 4 推進体制の整備・充実

計画を推進していくためには、県における全庁的な取組体制の強化を図る必要があります。また、困難を抱える子ども・若者を支援し、共に育ち合う地域社会づくりを進めるにあたっては、国や市町村の果たす役割も大きいいため、連携を深めていくことが重要です。

そして、子ども・若者の多様な交流を図るためには、地域での受け皿づくりが求められることから、地縁団体、子ども・若者の育成団体、NPOなどの民間組織が担う役割を重視し、県として、その育成・振興に努めるとともに、ネットワークの強化を図る必要があります。

## 7 計画の体系







## (1) 大人の皆さんへの提言

### ア 子ども・若者の健やかな成長と自立を支援する

子ども・若者は、誰もが本来、成長と自立に向けた確かな力を備えた存在です。一人ひとりのペースに合わせながら、これを引き出すことができる親や大人でありたいものです。様々な体験をするとともに、知識を身に付け、たくましく生きていけるように支援していきましょう。

### イ 困難を抱える子ども・若者の支援は社会の責任

未来を担う大切な子ども・若者の数が減少している一方で、ニート、ひきこもり、不登校など、多くの子ども・若者が社会生活を営む上で困難を抱えています。

一人ひとりが抱える問題は様々ですが、これを本人や家族だけの責任に帰することでは解決しません。すべての子ども・若者は社会の大切な財産であるとの総意のもとに、困難を抱える子ども・若者を社会全体で支援していきましょう。

### ウ 家庭の大切さを再認識する

子どもにとって家庭は人格形成の基礎となる大切な場であり、親子の語らいは心身の健康度を高め、生活の満足度により影響をあたえるものです。家庭の役割を再認識して、親子のふれあいや絆を大切にしましょう。

また、一人親世帯の増加など、家族形態も多様化しており、まわりのサポートも必要です。

### エ 働いている姿を見せる

親の働く姿は、子どもにとって人生の教科書でもあります。親が真剣に仕事に向き合う姿から、親に対する敬愛の念も生まれ、子どもの心も成長します。親は自分の働く姿を子どもに見せたり、働くことの大切さを伝えたりしましょう。

### オ 自己を省みる

社会が変化する中で、地域の連帯感が希薄化するなど、子ども・若者を取り巻く環境が厳しくなっています。

大人一人ひとりが、子ども・若者に見られて恥じることのないような行動や態度をとっているか、子ども・若者が健やかに成長できる環境づくりに努めているか、もう一度自己を省みましょう。

### カ 子ども・若者の前向きな行動を積極的に評価する

子ども・若者が健やかに育つためには、大人や社会の愛情に包まれているという安心感が重要です。大人からは不器用に見える行動にも温かな眼差しを向けながら、子ども・若者が前向きに行動したときは、まず褒めましょう。そして、成功・失敗にかかわらずプラスに評価して次の行動を促しましょう。

### キ 子ども・若者と共に育ち合う地域社会づくり

子ども・若者の非行を防止し、健やかな成長と自立を促すためには、今の時代に即した家庭や地域の教育力の向上を図ることが大切です。そのためには、学校や行政はもとより、地域の大人、企業、NPO、民間団体など、すべての関係者が連携して、開かれたネットワークづくりを進め、育ち合いのある新しい、地域社会づくりを進めましょう。



## (2) 次代を担う子ども・若者の皆さんへのメッセージ



### ア 夢や目標を持とう

若い皆さんは、「自分探しの旅」に出ている旅人です。旅の途中で、様々な出来事に会い、たくさんの発見と感動に巡り合えると思います。時には、失敗や困難に直面し、悩み、苦しむこともあるでしょう。しかし、失敗や困難は、自分自身を見つめ直すチャンスであり、それらを乗り越える努力が成長の糧となります。皆さんには、夢や目標を持ってほしい。そして、失敗を恐れず、夢や目標に向かってチャレンジしてほしい。

### イ 基本的な生活習慣を身に付けよう

皆さんは、心身ともに大人へと成長するまっただ中にいますが、「よく体を動かし、よく食べ、よく眠る」という成長期にとって大切な基本的な生活習慣を身に付けていますか。からだが疲れていないと質のよい睡眠をとることができず、集中力も低下しがちです。体を適度に動かし、規則正しい食事と睡眠をとることは、心身のバランスを保ち、明るい気持ちで意欲的に生活を送るための基本です。

### ウ 思いやりの気持ちを持とう

何気ない言葉で、相手を傷つけてしまうこともあるものです。これから自分が言おうとしていることや、やろうとしていることを、もし、自分が言われたり、されたりしたらどういう気持ちになるのか考えてみてください。相手を思いやる気持ちを持つことは、自分自身の心の成長につながるものです。

### エ 自分のことを大切にしよう

自分は「価値のない人間だ」とか「誰にも必要とされていない人間だ」と考えていませんか。しかし、あなたは、まだ大人へと成長する過程の、可能性に満ちあふれた存在です。自分に自信のないときは、一度、家のお手伝い、道路のごみ拾いなど、人のためになると考えたことを行動に移してみましょう。まわりは、きっと、感謝の気持ちを抱くはず。勇気を出してとったその行動は、今の時代を生き抜く自信にきつとつながります。

### オ 自分で選択する力をつけよう

志望校を決める、就職先を決める、結婚相手を決めるなど、成長するにつれ、選択をしなければならぬたくさんの分かれ道があります。目標を修正しなければならない場合も、もちろんあります。日頃、皆さんが自分で考え、行動することにより、よりよい選択をする力を養っていくことが大切です。

### カ 努力を惜しまない

目標や方向が決まれば、それに向けて努力を惜しまないでほしい。簡単に手に入れることができたものは、喜びも一時のもので、手に入れたものへの愛着も長続きしないことが多いもの。努力をすればただ、それが実現したときの喜びは大きいし、手に入れたものへの愛着も長続きします。そして、次の努力への原動力にもなります。

### キ ひとりで悩まない

人は、誰もが悩みをもって生きていますが、自分の力だけで解決することには限界があるものです。だから、人に頼ることは決して恥ずかしいことではありません。頼られた人は真剣にあなたの悩みに耳を傾けてくれるはず。

家族や信頼できる人、自分のことを分かってくれる人、身近にそのような人がいないのであれば、公的な相談窓口などにも目を向けてみましょう。最初はハードルが高いと感じても、思い切って相談してみれば、解決の糸口がきっと見つかります。

### 基本的な柱1 子ども・若者の健やかな成長と自立に向けた支援

指 標	現状値	目標値	内 容
全校一斉読書活動の実施校の割合(小中学校)※1	平成20年度 小学校 98.8% 中学校 92.7%	平成26年度 小学校 100% 中学校 100%	全校一斉読書活動を県内すべての学校で実施する。
外国語活動実施校の割合(小学校)※1	平成21年度 93.8%	平成23年度 100%	世界の多様な生活習慣とともに歴史や文化についての学習機会の提供、コミュニケーション能力の育成を重視した外国語活動の推進を図る。
職場見学・職場体験実施校の割合(小中学校)※1	平成20年度 小学校 73.3% 中学校 100%	平成26年度 小学校 100% 中学校 100%	学校段階からのキャリア教育の充実と推進を図る。
インターンシップ実施校の割合(県立高校)	平成20年度 71%	平成27年度 100%	専門学科、総合学科に加え、普通科の生徒のインターンシップへの参加者を増やし、就業体験等を通じた体系的なキャリア教育の指導を図る。
泊を伴う自然体験活動実施校の割合(小学校)※1	平成20年度 98.3%	平成26年度 100%	自然体験を通して、自然への理解や畏敬の念を持ち、心身ともにバランスのとれた豊かな人間性を獲得させる。
「総合型地域スポーツクラブ」が設立されている市町村の割合	平成20年度 42.6%	平成24年度 100%	スポーツを通して、子ども・若者をはぐくむ地域づくりの核として期待されている「総合型地域スポーツクラブ」が設立されている市町村数を増やす。
少年消防クラブの設置クラブ数	平成21年度 917クラブ	平成26年度 930クラブ	小学校5年生から中学生を対象に設置する少年消防クラブ数を増やし、学校や地域における火災予防を図る。

### 基本的な柱2 困難を抱える子ども・若者の支援

指 標	現状値	目標値	内 容
非行防止教室の実施校の割合(中学校)※1	平成20年度 72%	平成26年度 100%	すべての中学校において非行防止教室を実施する。
保健所におけるひきこもりを抱える家族を支える取組(家族教室・つどいの開催)の対象市町村の割合 ※1	平成20年度 45%	平成26年度 100%	ひきこもり支援において家族への相談支援が重要であるため、家族支援の一環として家族教室、家族のつどいを全市町村で開催する。
多文化ソーシャルワーカー養成数	平成21年度 72人	平成24年度 100人程度	愛知県多文化共生センターを中心に、各地域に多文化ソーシャルワーカーを配置し、外国人県民が抱える複雑で多様な問題に対応できる、より専門性の高い相談体制の整備を推進する。



指 標	現状値	目標値	内 容
就学していない外国人の子ども数	平成21年度 —	平成27年度 解消	学齢期にありながら就学していない外国人の子ども数を解消する。
子ども・若者総合相談センターを利用できる県内の子ども・若者の割合	平成21年度 —	平成26年度 70%	子ども・若者に関する相談窓口となる子ども・若者総合相談センターとしての機能を担う体制の確保の促進を図る。
子ども・若者支援地域協議会を利用できる県内の子ども・若者の割合	平成21年度 —	平成26年度 70%	子ども・若者支援地域協議会の設置を促進し、不登校、ひきこもり、ニート等の自立に困難を抱える者への包括的な支援を行う。

### 基本的な柱3 子ども・若者と共に育ち合う地域社会づくり

指 標	現状値	目標値	内 容
子育て情報・支援ネットワーク構築市町村数	平成21年度 —	平成26年度 30市町村	子育て情報・支援ネットワークの構築を県内市町村に広めることにより、自宅で子どもを育てている家庭への切れ目ない支援を行う。
社会人講師の学校年間派遣時間数(県立高校)	平成20年度 350時間	平成23年度 1,050時間	キャリア教育の推進及び専門的知識・技能の深化を図る。
外部人材の学校年間派遣時間数(小中学校)※1	平成20年度 小学校 2,463時間 中学校 987時間	平成26年度 小学校 2,500時間 中学校 1,000時間	外部の人材を活用して、魅力ある授業を展開する。
学校支援ボランティアの実施校の割合(小中学校)※1	平成20年度 小学校 95.0% 中学校 79.0%	平成26年度 小学校 100% 中学校 100%	学校支援ボランティアが学習支援や部活動の指導など、学校教育活動の支援を行う体制作りを推進する。
学校評議委員制度を実施している市町村の割合(小中学校)※1	平成20年度 96.7%	平成26年度 100%	学校評議委員制度の拡充・定着を図る。
ファミリー・フレンドリー企業登録数	平成20年度 424社	平成26年度 800社	育児・介護休業制度の導入をはじめとする働き方の見直しに取り組む企業の「愛知県ファミリー・フレンドリー企業」への登録を推進し、各種の子育て支援や仕事と生活の調和を図るための職場環境の整備を進める。
放課後児童クラブ実施箇所数※2	平成21年度 559箇所	平成26年度 651箇所	共働き家庭の増加に対応するため、放課後児童クラブを増やす。
放課後子ども教室実施市町村数※2	平成20年度 36市町	平成26年度 全市町村	放課後子ども教室推進事業の全市町村での実施に向け、事業を推進する。

※1 名古屋市を除く

※2 名古屋市・中核市を除く

# 子ども・若者を取り巻く現状と課題

## 子ども・若者の健やかな成長と自立をめぐる課題

### 1 少年非行（平成20年・県）

**現状** 刑法犯少年 5,547人で、1,000人当たりの検挙人員は、成人と比較すると約3.9倍  
不良行為少年補導数 67,893人で、ここ数年間は増加傾向

**課題** 深夜はいかいや、より悪質な少年非行の入り口となる万引きなどが増加しており、  
初期段階における適切な指導が重要

### 2 いじめ、不登校、中途退学（平成20年度・県）

**現状** いじめ 認知件数9,699件で、依然として多い状況  
不登校 小学校1,652人(在籍者数に占める割合0.4%)  
中学校6,593人(在籍者数に占める割合3.1%)で、5年連続の増加  
中途退学者 高等学校3,789人(中途退学率2.0%)

**課題** 児童生徒に対する相談体制の更なる充実や家庭への支援を図るため、関係機関や  
地域との連携を深めていくことが必要

### 3 ひきこもり状態の若者

**現状** ひきこもりの子を持つ家庭は、15,500世帯(本県推計)

**課題** 本人や家族の方は、それぞれ異なる悩みやニーズを持っており、的確に対応するた  
めには関係機関・団体による様々なアプローチが必要

### 4 若者の社会的・経済的自立の遅れ（平成20年・全国）

**現状** フリーター 約170万人で、近年減少傾向にあるが、年長フリーターは滞留の傾向  
ニート(若年無業者) 約64万人で、高水準で推移

**課題** 若者の社会的・経済的自立を図るためには、雇用環境の改善といった大局的な観点  
だけではなく、個人の状況に合わせた個別的、継続的な支援も必要

### 5 支援を必要とする外国人の子ども・若者（平成20年末・県）

**現状** 外国人登録者数 228,432人(うち未成年者36,623人)で、全国第2位  
県民の約32人に1人が外国籍

**課題** 厳しい雇用環境のもと、保護者の失業等により不就学の状態となる外国人の子ど  
もの増加がうかがわれることから、教育や就労にかかる支援の充実が必要

## 子ども・若者を取り巻く環境の変化

### 1 孤立化が進む家庭・家族

**現状** 地域から孤立しやすい家庭、家族同士のふれあい機会の減少  
家庭問題の二極化(無責任な子どもの放任・児童虐待と過干渉・過保護)

**課題** 「教育の場」であると同時に「いこいの場」としての家庭機能の回復が求められている。

### 2 地域における連帯感の希薄化

**現状** 地域全体で子ども・若者を育てようとする意識の希薄化

**課題** あいさつや声かけなどを出発点とした地域のコミュニケーションづくりや、町内会・  
子ども会・NPOなどによる積極的な子ども・若者の受け入れが求められている。

### 3 情報化社会の進展

**現状** インターネット上の有害情報の氾濫、匿名による誹謗中傷の流布

**課題** 青少年(18歳未満の者)を対象にしたフィルタリングの普及、情報リテラシーや情  
報モラルの育成が求められている。

## 子ども・若者の相談窓口(参考)

平成22年3月現在

	相談内容	相談窓口	電話番号	相談受付日時
電話相談	児童を持つ家庭等の悩みや問題等の相談	365子ども・家庭110番 (愛知県児童(・障害者)相談センター)	052-953-4152	毎日9時～17時
	いじめや不登校に関する相談	尾張教育事務所	052-961-0900	月曜～金曜 (祝日・年末年始は除く) 9時～16時 (正午～13時を除く)
		海部教育事務所	0567-24-0900	
		知多教育事務所	0569-21-0900	
		西三河教育事務所	0564-27-0900	
		東三河教育事務所	0532-55-0900	
	新城設楽支所	0536-24-0900		
	いじめに関する相談	いじめ ホットライン 24 (愛知県教育委員会 愛知県教育・スポーツ振興財団)	全国共通ダイヤル なやみ言おう 0570-078310	24時間
教育に関する悩みや不安についての相談	教育相談「こころの電話」 (愛知県教育・スポーツ振興財団)	052-261-9671	毎日(年末年始は除く) 10時～22時	
非行、いじめ、学校、友人のことなどに関する相談	ヤングテレホン (愛知県警察本部少年課)	052-951-7867 Eメールは、愛知県警ホームページからご利用ください	月曜～金曜(祝日・年末年始は除く)9時～17時 Eメール相談は24時間受付し、直近の勤務日に対応します	
少年の被害に関する相談	被害少年相談電話(愛知県警察本部少年課少年サポートセンター)	0120-7867-70	月曜～金曜(祝日・年末年始は除く)9時30分～16時	
人間関係の悩み、不安、自殺願望などこころの相談	心の健康電話 あいちこころほっとライン365	052-951-2881	年中無休 9時～16時30分	
面接相談等	心の健康、ひきこもりに関する相談	一宮保健所 0586-72-0321 瀬戸保健所 0561-82-2158 春日井保健所 0568-31-2188 江南保健所 0587-56-2157 師勝保健所 0568-23-5811 津島保健所 0567-26-4137 半田保健所 0569-21-3341 知多保健所 0562-32-6211 衣浦東部保健所 0566-21-4778 西尾保健所 0563-56-5241 新城保健所 0536-22-2203 豊川保健所 0533-86-3626	052-962-5377	月曜～金曜(祝日・年末年始は除く)9時～16時30分 (正午～13時を除く)
		愛知県精神保健福祉センター	052-962-5377	月曜～金曜(祝日・年末年始は除く)9時～16時30分 (正午～13時を除く)
	若者の自立を支援するための相談、職業体験、ネットワークを活用した総合的な支援  ※厚生労働省の委託事業は、単年度契約です(最新情報は <a href="http://www.jiritsu-center.jp/">http://www.jiritsu-center.jp/</a> でご確認ください)。	なごや若者サポートステーション (民間窓口・厚生労働省委託実施事業)	052-700-2396	火曜～土曜(祝日・年末年始は除く)10時～18時
		ちた地域若者サポートステーション (民間窓口・厚生労働省委託実施事業)	050-1183-1650	火曜～土曜(祝日・年末年始は除く)10時～18時
		がまごおり若者サポートステーション (民間窓口・厚生労働省委託実施事業)	0533-67-3201	火曜～土曜(祝日・年末年始は除く)11時～19時
		安城若者サポートステーション (民間窓口・厚生労働省委託実施事業)	0566-95-3137	月曜～金曜(祝日・年末年始は除く)10時～18時
	とよはし若者サポートステーション (民間窓口・厚生労働省委託実施事業)	0532-48-7808	火曜～日曜(年末年始は除く)10時～18時	
若者の就職に関する相談(職業適性診断、職業相談、職業紹介、キャリアコンサルティング等)	ヤング・ジョブ・あいち<ジョブ・カフェ> (公的窓口)	052-264-0665	月曜～金曜(祝日・年末年始は除く)9時30分～18時 中区栄4-1-1 (中日ビル12階)	

